

経済産業省委託事業

トルコにおける模倣品対策の制度及び  
運用状況に関する調査

2018年3月

独立行政法人 日本貿易振興機構

ドバイ事務所

## 9. 司法上の救済（民事訴訟）

### (1) 適用法

#### a) 国内法

反模倣品事案に関する民事訴訟は、以下に示す一連の国内法によって規定されている。

- トルコ工業所有権法第 6769 号

トルコ工業所有権法第 6769 号（知的財産法）は、最近制定され、2017 年 1 月 10 日に施行された。その内容には、知的財産権、つまり商標、意匠、特許および地理的表示の保護の対象範囲、侵害の要件およびその制裁措置、無効化および取消要件が示されている。

- トルコ商法（法令第 6102 号）

トルコ商法第 6102 号（商法）の一部である不正競争も、知的財産事案に関する民事訴訟に関連しており、権利所有者に対する不正競争の条件を示している。

- トルコ義務法（法令第 6098 号）
- 民事訴訟手続きに関する法令第 6100 号
- 競争保護に関する法令第 4054 号
- トルコ関税法（法令第 4458 号）
- トルコ民法（法令第 4721 号）

#### b. 国際法

トルコ憲法第 90/5 条には、「正式に施行された国際協定は法的効力を持つ。これらの協定については、違憲性を根拠として憲法裁判所に提訴することはできない。基本的権利と自由に関連し、正式に施行された国際協定と、法律の間で同様の事項に関連する規定の相違による対立が生じた場合、国際協定の規定が優先する」と規定されている。このため、トルコにおいて国際協定は法律としての効力を有する。

トルコは以下の国際条約の締約国となっている。

- 世界人権宣言

- 人権および基本的自由の保護に関するヨーロッパ条約
- 工業所有権の保護に関するパリ条約
- 知的所有権の貿易関連の側面に関する協定 - TRIPs
- 文学および芸術作品の保護に関するベルヌ条約
- 虚偽のまたは誤認を生じさせる原産地表示の防止に関するマドリッド協定
- 欧州特許条約

## (2) 可能な法的措置

### a. 証拠収集活動（証拠の収集）

主たる侵害訴訟（民事訴訟）の提訴前に、侵害行為および／または訴訟対象の知的財産権に対する証拠特定のために、証拠収集活動を実施することができる。これは、非敵対的な活動であり、この点において裁判所の裁量権により、一方的に行うことができる。このような活動を支持する決定は、その後申請される主たる民事訴訟において、侵害行為および／または証拠の特定に寄与する。

迅速かつ効果的な仮差し止め命令を取得することの難しさを考えれば、こうした種類の活動は裁判所に提示する第三者侵害行為の具体的な証拠として有用な場合がある。また、この活動の中で、仮差し止めを要求することも可能だ。原告は、証拠収集活動を通して取得した仮差し止め命令の日付から2週間以内に主たる民事訴訟を提起しなければならない。この期間内に訴訟を申請しなければ、仮差し止め命令は解除となる。

さらに、この種類の活動は、侵害者の製造能力およびマーケティング能力を見極め、損害金額の計算を容易にする上で有用な場合がある（商業上の記録は実際の能力を過小評価している場合が多いため、これはなおさら重要である）。

このルートには、長期間を要する侵害訴訟に訴えずに和解交渉を進められるメリットもある。

### 主たる民事訴訟の中での証拠収集

原告は、主たる民事訴訟の中で、証拠の収集を要求することもできる。こうした要求は、裁判の事前審査段階において要求することができる。

原告は、侵害に関する証拠隠滅を防ぐため、訴訟の本案に進む前、かつ被告が裁判について通知を受ける前に裁判所に侵害行為に関する証拠を収集すること、および／または裁判の開始段階において証拠を提示することを依頼できる。

証拠の収集の請求は、裁判所に対し、裁判の対象となる紛争に関連する書類を提出することを命令する令状を正式な当局および／または第三者に送付するよう要請することによって行うことができる。

#### **b. 取消／無効化措置**

知的財産法の中で、商標の無効化と取消の間には線引きがされている。現在の慣例に従い、商標の却下に関する絶対的および総体的な根拠は、無効化の根拠にもなっているが、その一方、一般性、虚偽性、技術規則に従う保証標章／団体標章が使用されていないこと、および不使用などいくつかの根拠が取消の根拠として挙げられている。

商標に関する取消の決定は、裁判所による決定日に発効し、一方、無効化は商標の登録日から効力を持つ。

#### **i). 商標取消措置:**

TPTOは、行政上の取消訴訟手続きを、新知的財産法の施行から7年以内、つまり2024年までに導入する。この訴訟手続きには、以下を根拠とする登録商標の取消が含まれる。

- 不使用
- 一般化（商標が使用されている商品またはサービスについて）
- 公衆に対する虚偽（性質、品質または原産地について）
- 技術規則に反する保証標章の使用

2024年10月10日までは、取消措置は裁判所に対してのみ申立て可能である。

#### **ii) 不使用を根拠とする商標取消**

知的財産法に従い、商標が正当な理由なく5年間継続的に使用されていない場合、商標登録は利害関係者の請求によって取消可能である。商標が使用されていたかどうかは以下の基準に従って決定される。

- 商標の特徴的な性質を変えずに、その要素を変更した形での使用
- 輸出目的に限定した商品または包装への商標の使用
- 所有者の同意を得た商標の使用は、所有者による使用と見なされる

### iii) 絶対的根拠および相対的根拠に基づく商標無効化措置

商標が絶対的根拠および相対的根拠に基づき設定された却下要件を満たした場合、裁判所がその無効化を宣言することができる。

却下の絶対的根拠は以下のとおりである。

- 商標としての機能を果たさない標章
- 独特の特徴がない標章
- 貿易において製品またはサービスの種類、範囲、特徴、品質、数量、意図された目的、価値、原産地または生産時期、もしくはその他の特徴を示す役目を果たす標章または表示のみで構成される標章、もしくはそれらを主たる要素として構成される標章
- 同一または同様の種類の製品もしくはサービスに関する登録商標、または先に登録出願された商標と同一の標章、またはそれらと混同を招くほどに類似した標章
- 特定の職人、専門家または商人のグループを識別するために使用される標章または表示のみで、もしくはそれらを主たる要素として構成される標章、または貿易上で慣例となっている標章
- 物品の性質またはその他の特徴もしくは技術的成果によって生じる形状を実現するために不可欠な、または物品に多大なる価値を付与する、形状またはその他の特徴のみによって構成される標章
- 物品またはサービスの性質、品質または原産地について公衆を欺く標章
- 国の記章、公式な品質証明、および政府間組織の記章に関し、パリ条約第6条の3に従い却下されるべき標章
- パリ条約第6条の3の対象であるもの以外の紋章、記章または盾形紋章を含む標章で、公共の利益、特に歴史的および文化的な公共の利益を有し、その登録が管轄当局によって承認されていないもの。
- 宗教的な価値または象徴を含む標章
- 公共の秩序または認知された道徳上の規範に反する標章
- 登録された地理的表示によって形成または構成される標章

却下の相対的根拠は以下のとおりである。

- 公衆における混同の可能性の高さ
- 商標と同一または区別できないほど類似した標章を、商標の所有者の代理人または代表が、所有者の同意または正当な理由なく自らの名義で登録申請した場合には却下される。
- 貿易に使用される未登録商標またはその他の標章に関する権利を、登録申請日以前または優先権の申立て日以前に取得した場合（もしあれば）
- 同一または類似した物品またはサービスについて、パリ条約第6条の2に基づく著名な商標と同一または類似した標章は、は却下される
- 登録商標または先に登録出願された商標について顕著な特徴または評判を不正に利用するもの、またはそれらを毀損するもの
- 第三者の名称、商号、写真、著作権、またはその他の知的財産権を含むもの
- 団体標章または補償標章が更新されないことによる失効日から3年以内で、その団体標章または保証標章と同一または類似するもの、もしくはそれらと同一または類似の商品またはサービスを対象とするもの
- 登録商標が更新されないことによる失効日から2年以内で、その登録商標と同一または類似するもので、かつそれらと同一または類似の商品またはサービスを対象とするものは、その商標がその2年間において使用されていれば、却下される。
- 不誠実

法的手続きは、商標の所有者として登録された人物に対して提起される。無効化に関する訴訟は、商標の使用が以前の商標登録の権利者によって知られていること、または知られていなかったはずであることを条件として、その登録商標の使用から5年以内に提起する必要がある。ただし、侵害者が悪意によって行為を行った場合には、期限はない。

#### **iv) 意匠無効化措置**

意匠、つまり製品の全体または一部の外観、の定義に当てはまらない場合、意匠権の無効性が宣言される。この場合、製品とは、特に複雑な製品を含む工業製品または手工芸品、またはそのような製品を構成する部品、包装、体裁、図記号、印刷活字書体のなどの項目を意味する。さらに、意匠を登録するための第一条件である、新奇なものでかつ独自の特徴を有するという点を満たしていない場合、無効とみなされる。

意匠が第三者に帰属することが証明された場合、意匠の無効性が宣言される場合がある。後に一般に公開された同一または類似の特徴を有する意匠の出願日が、登録意匠の出願日より早い場合、やはり登録意匠が無効と見なされる。

意匠が悪意をもって出願されるか、または知的財産権の認められていない使用を伴う場合、意匠の無効性が宣言される場合がある。意匠が公共の秩序または道徳の規範に反している場合、無効化される。最後に、製品の外観の特徴が、その技術的機能によって決定される場合、意匠は無効化される場合がある。

裁判は、保護期間内、または意匠権の終了から5年以下に提起することができる。最後に、意匠の無効性は、過去に遡及して適用となり、その場合、意匠に対する保護は、最初の時点から発生していなかったものと見なされる。

#### **v) 特許無効化措置**

TPTO による最終決定の後、裁判所によって特許の無効性が決定される。特許の無効性の根拠は以下のとおりである。

- 対象特許が特許性要件（つまり、新奇で独創性があり工業的に適用可能であること）を有していない場合
- 発明について、必要に応じた十分な説明がされていない場合
- 対象特許が、出願初版の適用範囲を超えている場合、または、分割出願による特許の場合、特許が最初の出願の初版を超えている場合
- 特許所有者が特許を出願する権利を有していないことが判明した場合
- 特許によって授与される保護の範囲を超える場合

特許無効化訴訟は、特許所有者として登録された人物に対し、特許の保護期間内または権利の終了から5年以内に申請することができる。登録上の特許権所有者と思われる人物に対し、訴訟に参加できるように通知が行われる。特許の無効化が決定された場合、当該決定の結果は過去に遡及して有効となり、特許または特許出願に与えられた保護または、一切発生しなかったものと見なされる。無効化の決定は公報に掲載される。

#### **vi) トルコ特許商標局の行政決定の取消**

知的財産法に従い、商標、意匠および特許権に関するトルコ特許商標局の最終決定に対し、アンカラの専門知的財産裁判所に訴訟を提起することが可能である。

これには1つだけ例外がある。付与後の異議申立てについては、トルコ特許商標局の決定に対し訴訟を提起することができない。このようなケースでは、特許権が付与された場合に無効化訴訟を起こすことしかできない。特許が付与されない場合、トルコ特許商標局の決定は無効化決定として効力を持つ。

### c. 侵害訴訟

#### 特許

特許侵害訴訟は、権利所有者から第三者に対し、以下のいずれかの場所に存在する管轄裁判所に提起することができる。

- 権利所有者の居住地、
- 侵害の発生地
- 侵害行為の影響が及んだ場所

以下の行為は、特許侵害と見なされる。

- 部分的または全体的に模倣することによって、許可なく発明を適用した製品を製造すること
- そのような製品の販売
- 流通、またはその他あらゆる方法による商業化、または上記の目的のための製品の輸入
- そのような製品の商業目的のための所有
- そのような製品を適用することによる利用
- そのような製品に関連する契約を締結する提案（新規導入）
  - 全体または部分的に模倣することによって製造されたことが知られている、または知られていなかったはずである製品
- 特許または実用新案の侵害（新規導入）
- 契約上の実施許諾権または強制実施許諾権によって特許所有者から付与された権利の拡張、またはそのような権利の第三者への譲渡



- 特許化されたプロセスの利用、または製品の販売、流通、またはその他のあらゆる方法による商業化、もしくは上記の目的のための製品の輸入、商業目的のためのそれらの所有、そのような製品を適用することによる利用、そのようなプロセスを許可なく使用することにより、直接製造されたことが知られている、または知られていなければならない、そのような製品に関連する契約を締結する提案（新規導入）

間接侵害の条件には、以下の3つがある：

- 提供された手段が、発明の不可欠な要素であること
- その手段を提供した第三者が、その手段が発明の実施を可能とすることを認識していること
- 関係者らが侵害を犯すように当該第三者が仕向けたことが証明されること

均等の原則：特許の適用範囲も、侵害の申立てが提出された時に特許訴訟で特定された要素と同等の要素が存在することを考慮して評価され、これによって決定される。

ある要素が本質的に以下の性質を有している場合、その要素は訴訟によって認められた要素と同等であると見なされる。

- 同等の機能
- 同一の方法で実行
- 同様の結果をもたらす

## 商標

以下の行為は、商標権の侵害と見なされる。

- 商標の所有者の同意を得ない商標の使用
- 商標の所有者の同意を得ずに、同じ商標または混同を招くほどに類似した商標を使用することによる、商標の模倣
- 同じ商標もしくは混同を招くほど類似した商標を使用することによって、商標が侵害されていることを関係者が知っている、または知っているはずである状況にお

る、侵害された商標が付された物品の販売、流通、あらゆる方法による商業化、輸入、輸出、商業目的による所有、または当該物品に関する契約締結の提案

- 所有者による使用許諾契約によって許諾された権利の範囲を承諾を得ずに拡張すること

## 意匠

以下の行為は、意匠権の侵害と見なされる。

- 意匠所有者の同意を得ずに、意匠が使用または適用された製品と総体的な印象の面で同一であるかまたは混同を招くほど類似した製品について、製造、市場への流通、販売、商業目的での使用または所有に関する契約締結の提案、その他あらゆる方法による商業化または輸入を行うこと。
- 意匠所有者から使用許諾された権利の範囲を、承諾を得ずに拡張すること、またはそれらの権利を第三者に譲渡すること。
- 意匠権に対する権利の差押え

### i) 差し止め命令

#### • 恒久的差し止め命令

民事訴訟法および知的財産法の下で、知的財産権所有者は、侵害製品の第三者への販売の申し出またはマーケティング活動の停止、および民事侵害訴訟の結果を受けた侵害製品の差押えおよび廃棄など、恒久的差し止め命令を申請することができる。さらに、侵害製品の押収を要求することもできる。これは、知的財産侵害が避けられない状況での、差し押さえられた製品または機器／装置の形状／外観の変更、製品上の商標の消去、それらの廃棄など、侵害の継続を防止する措置である。

押収された侵害製品の財産権の譲渡、および補償金総額からの当該製品、装置および機器の価値の控除が、裁判所によって決定される。

さらに、裁判所判決の全文または要約を、日刊新聞または類似した媒体によって公表するという手段を利用することもできる。

知的財産法は、恒久的差し止め命令の一環として裁判所に「侵害行為の特定と防止」を同時に請求できる可能性を強化している。

#### ・仮差し止め命令

仮差し止め命令は、重大な回復不可能な損害の差し迫った脅威が存在する場合、訴訟手続き中にいつでも請求することが可能である。仮差し止め命令は、以下によって裁判所の最終判決の有効性と執行可能性を保証する。

- 侵害行為の阻止
- 製造または輸入された侵害製品の差押え、およびそれらの製造手段またはトルコ国内（税関、自由貿易港、自由貿易地域を含む）での特許方法の実施手段、およびそれらの侵害製品の保管
- 被告に対する、潜在的損害賠償のための担保または保証の差し入れ命令

権利所有者は、販売、販売の申出、所有、輸入または輸入を含め、侵害製品の無許可による使用を阻止する仮差し止め命令を請求することができる。権利所有者は、訴訟手続き期間中における補償請求を担保する財務的保証の提供を被告に命令するように、裁判所に依頼することもできる。権利所有者は、侵害行為が実施されていること、またはそのような侵害行為を実施する重大かつ実質的な準備が行われていることを証明しなければならない。まず、裁判所は侵害行為が第三者行為の範囲に該当するかを把握し決定するように努め、事案を専門家の委員会に委ね、申し立てられた侵害行為の事前審査を委任することができる。適用になる場合、裁判の開始時に、専門知的財産裁判所から被告に対し、（原告の要請に応じ）原告の損害を保証するための保証金の預託を命じる。侵害製品が国境で差し押さえられた場合、特許侵害訴訟手続きが完了するまで製品の引き渡しを避けるため、裁判所は迅速な仮差し止め命令を命じる傾向がある。

差し止め命令の対象には、税関および自由貿易港または自由貿易圏などを含む、トルコの国境内で行われる行為も含まれる。

## ii) 補償

工業所有権の侵害と見なされる行為を行った者は、権利所有者が被る損害を補償する義務を負う。請求される保証にはいくつかの種類がある。

### ・精神的補償請求

精神的損害／風評被害が発生した場合には、これらに対する請求を行うことが可能であり、通常は裁判所の裁量により、比較的低額で命じられる。

### ・物質的補償請求

権利所有者が被る損害には、実質的な損害の価値だけでなく、権利侵害のために、実現されなかった利益も含まれる。未実現利益は、以下の評価方法のうち一つ（権利所有者によって決定される）に従って算定される。

- 侵害行為がしなかった場合に、権利所有者が得ていた可能性のある利益、
- 侵害者が知的財産権の侵害によって得た純利益、または、
- 侵害者が使用許諾契約の下で合法的に使用した場合に、支払われていたはずの懲罰的ライセンス料

未実現利益を算定する上で、裁判所は以下のような関連状況を考慮する。

- 当該知的財産権の経済的価値、
- 侵害発生時における、知的財産権保護の残存期間、および、
- 当該特許について付与されている実施許諾の種類、性質および件数。

裁判所が、権利所有者が知的財産権を利用するための義務を果たしていないという見解である場合、知的財産法では、未実現利益は懲罰的ライセンス料に従って計算されると規定されている。

実務的には、損害の算定には、原告が被った損害の証拠書類を提出する上で一定の困難が伴う。最も重要な書類は、被告の商業記録および会計記録（これらは不適切かつ不完全である場合が多く、経済活動を正確に反映していることはほとんどない）およ

び販売／生産／輸入された物品と侵害された特許の関係である。もう一つの主な困難さは、裁判所が損害を評価・定量化するために指名する専門家の専門的な資質、およびその作業のスピードと正確さにある。被告が実際に侵害行為によって得た利益よりも、損害が低い金額で設定されるリスクを考慮し、長期にわたる訴訟に訴えることなく、当事者に和解を促す戦略を立案することが望ましい。

#### ・風評被害に対する補償

工業所有権の侵害において、侵害者が権利の対象である製品またはサービスを不正な方法により使用もしくは生産したことによって、またはそのように生産された製品をその他不適切な方法で市場に流通させた結果として工業所有権が風評被害を受けた場合、これを理由としてさらに補償を請求することができる。

#### d. 不正競争訴訟

不正競争は、トルコ商法によって規定されている。

##### i) 差し止め命令

#### ・恒久的差し止め命令

損害を受けた当事者は、不正競争に該当する行為を、実際に不正競争として認定することを請求できる。さらに、不正行為の停止、申告の修正、および不正競争の手段や道具を破棄することも請求することができる。

#### ・仮差し止め命令

仮差し止め命令による救済は、紛争対象の権利または物品を保護するためにやむを得ない場合に行うべきもので、このような措置を講じない場合または、これが遅延した場合に、請求する当事者側の権利が失われる危険がなければならず、履行ボンドの換金が権利乱用に該当する決定的な証拠をもって証明しなければならない。

上記の状況が併せて発生した場合、裁判所は仮差し止め命令を認めることができる。仮差し止め命令は、本案に関する訴訟の申請の前でも後でも請求することができる。

## ii) 補償

### • 精神的補償請求

トルコ商法によれば、非金銭的損害賠償を請求することができる。

### • 物質的補償請求

不正競争によって損害を被った当事者は、被った損害および費用に対する補償を請求することができる。裁判官は、不正競争がなかった場合に得られたであろう利益の可能性について判断する。

### • 風評被害に対する補償

不正競争による侵害行為において、侵害者が不正な方法で、またはその他不適切な方法で侵害行為を行った結果として風評被害が生じた場合、これを理由としてさらに補償を請求することができる。

## e. 過失訴訟

過失訴訟は、模倣品防止問題には関連しない。知的財産権の問題には厳密な義務が伴うからである。過失訴訟は、様々な訴訟において過失によって生じた損害が存在する場合に使用することが可能である。

## (3) 民事訴訟手続き

### 第一審判決までの段階

#### a. 予備尋問段階

予備尋問段階では、まず被告に対する召喚状の通達が行われる。被告は、2週間以内（延長が申請された場合は1カ月以内）に訴訟に対する返答を行わなければならない。

当事者は、請願書をやり取りし、請願書をやり取りする期間中に、訴訟を裏付ける証拠を提出する。当事者は、相手方の返答を受領した後に、訴訟および反訴を行うことができる。請願書のやり取りの終了後、裁判所はその裁量によって第一回尋問のための聴取を設定することができる。

裁判所は、当事者に対し、友好的に事案を解決する可能性があるかどうかを第一回尋問の聴取で質問し、その可能性が否定された場合は、裁判の継続を決定する。

## **b. 尋問段階**

第一回尋問段階の終了後、裁判所は、本案に関する評価を取得するため、事案を専門家のパネルに委ねる。当事者は、専門家報告書に対する回答を提出し、裁判所はこれらの回答に基づき、専門家による2回目（さらに必要に応じそれ以上）の評価実施を決定する場合がある。裁判所は、専門家の前で反対尋問を設定する場合がある。この段階が終了し、そして議論のやり取りの後、裁判所は第一審レベルの判決を下す。

## **c. 判決段階**

裁判所が、裁判の審理が判決段階に進むために十分に尽くされたと判断すると、当事者にその決定を通知する。当事者は、当事者の最終的な主張および抗弁を聞くため、裁判所に最終審理の日程を設定するように依頼することができる。

裁判所は、審理の最後に判決を下す。裁判所は、最終審理から1から3か月以内に理由を付した決定を発行する。

理由を付した判決の通知を受けた当事者は、通知から2週間以内に控訴裁判所に控訴することができる。

## **控訴**

### **a. 中位レベルの控訴裁判所**

トルコにおいて、第二審の中位レベルの控訴裁判所が新たに設置された。中位レベルの控訴裁判所での訴訟は、3名の非技術的裁判官によって裁かれる。

第一審の判決後、控訴は2週間以内に申請する必要がある。その後、相手方は2週間以内に控訴に返答するか、逆控訴を申請する。

控訴は、形式的な条件を検討し、審理を行わずに判決を下す。判決が取り消され、裁判が第一審に差し戻される条件は以下のとおりである。

- 裁判官の資格が制限されており、欠格の要求が不当に拒否されていた場合

- 地理的な司法管轄が誤っていた場合
- 訴訟申請の前提条件に準拠していない場合
- 手続きに従わない訴訟の統合、分割、中止、およびその他の手続き上の誤り
- 証拠の収集または評価の不履行

第一審が実体法および手続きに従っていることが確認された場合、控訴は却下され、第一審の判決が承認される。

重大な誤りが判明した場合、その訂正については審理を必要とせず、地方裁判所が訴訟の本案について新たな判決を下すことができる。同様に、審理を開くことなく、審理不足が認められた場合も、地方裁判所が本案に関する新たな判決を下すことができる。

ただし、審理を行った上で判決を下すことが必要と見なされた場合、その旨が伝達される。

地方裁判所の判決は、判決日から2週間以内に破棄院に上訴することができる。

#### **b. 最高裁判所／破棄院**

最高裁判所／破棄院は、根拠に制約されることなく上訴について検討することができる。最高裁判所／破棄院は、法律の明示的な規定に反する事項を審査する。最高裁判所における裁判は、5名の裁判官で構成されるパネルによって決定される。口頭審理を行うかどうかは、裁判所の裁量によって決定される。

破棄院は、法律学の裁判所であることを考慮し、その判決の理由を全て説明しなければならない。

以下のシナリオがありうる。

- 破棄院は、地方裁判所の決定を取消し、第一審の判決を破棄することができる。裁判は第一審裁判所に差し戻され、判決の写しが地方裁判所に送付される。



- 上訴での決定が、本案および実体に関する新たな判決である場合、裁判は地方裁判所に差し戻される。
- 地方裁判所と破棄院による破棄の間に見解の相違があり、地方裁判所が最初の判決を支持する場合、裁判は破棄院審議会の総会によって審査され、その決定は拘束力を持つ。

## 裁判地

知的財産権と工業所有権の民事裁判所、および知的財産権と工業所有権の刑事裁判所には、知的財産法に基づく裁判管轄がある。

知的財産権と工業所有権の民事裁判所が設置されていない地域での、こうした裁判所の管轄区域における活動や作業は、その地域における第一審裁判所によって運営される。

知的財産法に従う特許商標庁のあらゆる決定に対抗して申請される訴訟の管轄裁判所は、アンカラの知的財産権および工業所有権の民事裁判所となる。

工業所有権の所有者によって第三者に対し申請される民事訴訟の管轄裁判所は、原告が居住する地域、不正行為が行われた地域、またはその行為による影響が確認されたその他の地域の裁判所となる。

原告がトルコ国内に居住地を有していない場合、管轄裁判所は、訴訟の申請日時点で登録代理人の職場が所在する地域の裁判所、または代理人記録が削除されている場合、特許商標庁の本部が所在する場所の裁判所となる。第三者から工業所有権の所有者に対して申請される訴訟の管轄裁判所は、被告の居住地が存在する地域の裁判所となる。申請者または工業所有権の所有者がトルコ国内に居住地を有していない場合、管轄裁判所は登録代理人の職場が所在する地域の裁判所となる。

一方、当事者間の合意に基づき、裁判地を選択することも可能である。

## 判決の執行

トルコの訴訟法では、自然人または会社の人格権に関する判決は、執行するために確定しなければならないとされている。訴訟法は、知的財産権に関する訴訟を、人格権に関する判決として認めている。

このため、工業所有権と知的財産権に関する判決は、確定しなければならない。つまり、法律上あらゆる可能な方法を活用しなければならず、判決を執行するために、控訴はできないものとする必要がある。

裁判所の判決の執行に関する期限は、判決の確定から 10 年後に失効する。

確定判決の執行は、当事者による訴訟の対象範囲によって異なり、以下のとおり要約できる。

### 1. TPTO における商標権／特許権／意匠権の取消および削除：

登録知的財産権の無効化の最終判決は、公的な効力をもたらす。判決の確定に続き、裁判所は職権によりその判決を TPTO に送達しなければならない。無効化された知的財産権は、登録が取り消され、その旨が公報で公表される。

### 2. 訴訟の対象となる権利の譲渡：

知的財産法は、特許および意匠について裁判所に申立てを行う権利を規定している。この種の訴訟は、公的な効力をもたらす、判決の確定に従い執行されなければならない。係争の対象である特許／意匠の権利の所有を宣言された原告は、裁判所に対し、TPTO へ特許／意匠の譲渡に関する令状を送付するように依頼しなければならない。

### 3. 補償の支払い：

原告が被った損害の補償を被告に命じる判決が、執行のために確定されなければならない。補償の支払いは、原告の請求に応じ、執行事務所を通して請求することができる。

**4. 勝訴側が負担した標準弁護士費用、公的手数料および経費の支払い：**

勝訴側が負担した標準弁護士費用、公的手数料および経費の支払いを被告に命じる判決が、執行のために確定されなければならない。補償の支払いは、勝訴側の請求に応じ、執行事務所を通して請求することができる。

**5. 侵害物品の回収および廃棄：**

侵害物品の回収と廃棄を命じる判決が、判決の確定に従い、原告の要求に応じて執行事務所を通して執行されなければならない。

**6. 全国紙による判決の公表**

全国紙で公表することを請求する判決を確定しなければならない。最終判決の要約は、全国紙で公表するために、メディア広告局に提出される。公表のための費用は、被告が裁判所に預託しなければならない。

**訴訟費用**

以下に示す全ての費用は、毎年変更となることにご留意いただきたい。

**1. 公的手数料**

訴訟の申請手数料は、31.40 トルコ・リラである。金銭的請求が明記されていない訴訟については、前払手数料 29.20 トルコ・リラが適用される。金銭的請求が明記されている訴訟については、この手数料は金額に応じ段階的に増加する。この前払手数料は、4分割で支払われ、未払金額は訴訟の終了後に敗訴側によって支払われる。さらに雑取引の手数料 55 トルコ・リラの手数料を支払う必要がある。

**2. 裁判所費用**

裁判所費用には、証人 1 人当たり 30 トルコ・リラの証人手数料が含まれる。さらに、各通達について、1 回あたり 10 トルコ・リラの手数料が必要となる。加えて、事案や状況によって、裁判官または専門家による証拠開示手続が必要な場合、追加費用が見込まれる場合もある。

### 3. 裁判所が任命する専門家手数料

専門家手数料は、裁判所によって任命される専門家1人当たり 400～700 トルコ・リラの幅があり、訴訟物によって異なる。

### 4. 弁護士費用

#### 5. 弁護士協会によって通知された弁護士費用

2017年にイスタンブール弁護士協会によって示された知的財産事案に関する最低費用は6,000トルコ・リラである。

### 典型的な成功事例と失敗事例、およびそれらから導かれる提言

1. 受諾された訴訟
2. 却下された訴訟